

農地の参考賃借料

平成21年の農地法改正により標準小作料制度が廃止され、農業委員会による実勢賃借料の情報提供が義務化されました。農業委員会が自主的に「参考賃借料」を示すよう農林水産省より指示がありましたので、お知らせします。

令和5年4月～令和6年3月までに締結(公告)された賃借料の金額は以下のとおりです。

名寄地区

※10a 単価：円

田				
最高額	最低額	平均額	対象筆数	データ数
10,000	1,000	5,000	5	3

畑				
最高額	最低額	平均額	対象筆数	データ数
3,000	1,000	1,533	20	9

智恵文地区

※10a 単価：円

田				
最高額	最低額	平均額	対象筆数	データ数
5,000	3,000	4,000	5	2

畑				
最高額	最低額	平均額	対象筆数	データ数
5,000	830	2,511	63	19

風連地区

※10a 単価：円

田				
最高額	最低額	平均額	対象筆数	データ数
11,000	1,000	8,400	24	5

畑				
最高額	最低額	平均額	対象筆数	データ数
3,000	200	1,286	18	7

※特殊な事情等により、平均的な価格と比較して、著しく高額又は低額な賃借料は、データ集計から除いております。

